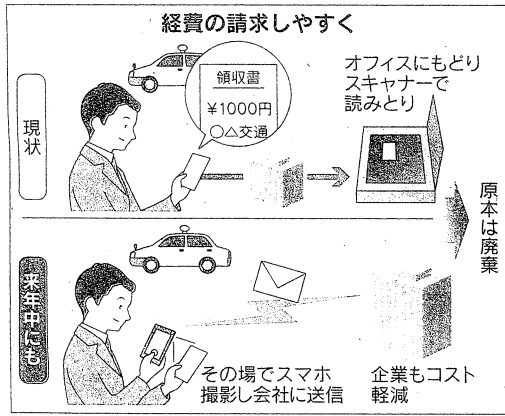


領収書 スマホ撮影 ↓ 保存

原本廃棄で経費減 財務省、来年にも緩和

外回りの営業担当者などが会社に経費として請求するタクシー代などの領収書について、財務省は2016年中にも企業の保管義務を緩める検討に入った。領収書をスマートフォン(スマホ)やデジタルカメラで撮影して画像データを保管すれば、原本の廃棄を認める方向だ。営業担当者にとっては経費請求の手間が省ける一方、企業も領収書の管理や保管にかかわる負担を軽減できる利点が見込まれる。

規制を緩める対象となるのはタクシーのほか、接待に使った飲食代、業



務にかかわる書籍代などの領収書。財務省は不正の防止策を経済界と詰めつつ、今年にも16年度の税制改正を決定する。来年中の省令改正をめざす。現在は、企業は領収書の原本かスキャナーで読み取った画像のデータを7年間保存する義務がある。スキャナーの利用は3万円未満の領収書に限り認められているが、今春まとまった15年度の税制改正を受け、今年9月からは3万円以上の領収書も認められる運びだ。

それでも経済界には使える機器がスキャナーに限定されていることへの不満が強い。営業担当者などがデータ読み取りのため、わざわざ事務所に戻る必要があるほか、スキャナーの設置費

もかきむためだ。結果として、企業の多くは原本をそのまま保存している。外回りの営業担当者から大量の領収書が集まる野村ホールディングスの場合、「1年間で億円単位の物流・保管コストがかかる」といい、企業の負担は小さくない。そこで財務省はスマホなどを使って取り込んだ領収書についても金額にかかわらず認める検討に入った。

ただ手軽に撮影ができるスマホの利用を認めるなど、同じ領収書で経費を二重請求するといった不正が起きやすいとの声もある。手ブレで領収書の画像が不鮮明になるなどの問題も指摘される。財務省は今後、産業界と対応策を詰める予定だ。スマホでのデータ保存に企業の期待は大きい。企業の経理担当者らでつくる日本CFO協会(東京・千代田)が今年初めにかけて行ったアンケート調査では、経理担当者700人余りのうち、62%がスマホやデジタルカメラで領収書を撮影した場合も原本の廃棄を認めてほしいと答えている。経団連によると、国内企業が領収書などの税務書類を保管する費用は年間3千億円に上る。今回大幅な経費の削減が見込まれ、企業の競争力向上にも役立つ。米国や韓国などは税務書類の電子保存を広く認めており、日本は遅れが目立っていた。